

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのお願い (令和 2 年 10 月 15 日以降)

習志野市コミュニティセンター共通

令和 2 年 10 月 15 日(利用申請受付 10 月 1 日から)より、一部利用条件を緩和します。皆様に安全にご利用いただくため、以下のことに御協力ください。

## 基準の緩和について

吹奏楽器の演奏は、次の利用条件の範囲内で利用可能となります。

### <利用条件>

- ① 人数制限は、別紙 2 のB欄に従ってください。人と人の間隔を 2m以上開けてください。
- ② 和室において、吹奏楽器は使用できません。
- ③ 30 分に 1 回以上窓を開け、換気を行ってください。換気中は演奏を止めてください。
- ④ 吹奏楽器を演奏するときのみ、マスクを外すことが可能です。吹奏楽器を演奏していないときはマスクを着用してください。
- ⑤ 楽器から滴下する水分は、自分専用の布等を各団体に用意し、拭きとってください。(使用した布等は各自が密閉し持ち帰ってください。)
- ⑥ 部屋の利用終了時間までに、換気、消毒、床の清掃、楽器の搬出を行って退出してください。

## コミュニティセンターの利用条件(共通)

- ①体温が 37.5 度以上または平熱の+1 度以上ある場合や息苦しさ・つらいだるさ・咳・咽頭痛などの症状がある方は利用をお断りします。  
利用ごとに「コミュニティセンター利用のチェック項目」を提出してください。
- ②別紙 2 の**上限人数を超えた利用はできません**。参加人数の調整をしてください。
- ③人との距離が腕を広げても接触しない程度に間隔を開けてください。  
(概ね 1.5mの間隔 (最低でも 1mの間隔) を開けてください。)
- ④館内では、**原則**マスクを着用してください。(マスクは正しく使いましょう)  
**マスクを着用していても、大声を出す活動や息の上がる活動は行えません**。
- ⑤**30 分おきに部屋の換気を行ってください**。
- ⑥利用者に感染症が発生した場合の緊急連絡先の把握のため、利用ごとに名簿を提出してください。なお、この名簿は保健所等に提供する場合がありますので御承知おきください。(名簿の保存期間は 1 ヶ月とします。)
- ⑦筆記用具はできるだけ御持参ください。

## 利用の制限(共通)

- ①調理室での調理実習はできますが、**食事はできません**。  
(調理後の食材をお持ち帰りになるための容器はご持参ください。なお、各団体の責任で食中毒対策をお願いします。)
- ②**館内では食事 (菓子等も含む) はできません**。  
(水分補給する際は会話をしないでください。)
- ③給湯室で湯を沸かすこと、お茶を入れることはできません。
- ④利用後は、**各団体で使用の時間内に使用した机やイス等の備品、電気のスイッチ、ドアの取っ手等手の触れた部分の消毒作業を行ってください**。
- ⑤畳・カーペットは消毒ができないので、利用後は必ず手洗い・手指消毒を行ってください。
- ⑥**ロビーは使用できません**。(歓談・滞留・待ち合わせ等のご遠慮ください。)
- ⑦印刷機の利用はできますが、**丁合・製本等はできません**。

東習志野コミュニティセンター一部屋別利用制限表

施設名称	部屋名称	平米数	収容人員	A 欄	B 欄
東習志野 C C	和室研修室	9.3	4人	4人	
	実習室	49	21人	20人	11人
	和室 A	46.9	45人	20人	
	和室 B	51.39	45人	21人	
	講義室 A	83.45	60人	35人	18人
	講義室 B	52.19	30人	21人	11人
	多目的室	166.71	165人	68人	35人
	調理室	65.04	25人	21人	

## 【上限人数欄について】

- ・ A 欄は原則各室の面積を $2.25\text{m}^2$ で除した値を上限人数としたもの。
- ・ B 欄は吹奏楽器を演奏する場合の上限人数。各室の面積を $4\text{m}^2$ で除した値。
- ・ 和室での吹奏楽器の使用は不可とする。